

公益財団法人 愛媛県消防協会普通会員に対する（消防団員・消防職員・一部事務組合）の負担金の負担割合に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は公益財団法人 愛媛県消防協会の事業を実施するため、普通会員に対する市町（一部事務組合含む）の負担金の負担割合及び用途について定めるものとする。

（負担金の割合）

第2条 この負担割合については、当分の間次の各号によるものとする。ただし、これによることが適当でない場合は、理事会において決議し評議員会に報告するものとする。

- （1） 世帯割 40 パーセント
- （2） 団員（職員）割 50 パーセント
- （3） 均等割 10 パーセント、

2 負担割合の世帯数、消防団員数及び職員数については、前年度の4月1日を基準日とする。

（負担金の用途）

第3条 前条第1項の負担金については、毎事業年度における合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用しなければならない。

附 則

この要綱は、公益財団法人認可登記日から施行する。

愛消協第号  
平成年月日

市・町長 様

財団法人 愛媛県消防協会  
会 長 山 本 忠

公益財団法人 愛媛県消防協会普通会員（消防団員・消防職員・一部事務組合）  
に対する負担金の負担割合に関する要綱の合意について

〇〇の候貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は当消防協会に対しまして何かとご理解ご協力を賜っておりますこと心から厚くお礼申し上げます。

公益法人制度改革につきましては、平成 年 月 日までに愛媛県公益法人等審査会の認定を受けなければ公益財団法人 愛媛県消防協会として認められなくなることは既にご承知のところであり、当協会におきましても鋭意移行申請に向け事務を進めているところであります。

愛媛県消防協会の運営につきましては、主に正会員費（消防団・消防職員）、日本消防協会からの補助金、交付金、愛媛県の委託金及び事業収入で賄っているところでございます。

上記運営費中の正会員費の市町の負担割合につきましては、愛媛県消防協会「基本問題検討委員会」で検討した割合の結果を役員会に諮り承認を得て、平成18年度からこの負担割合で負担願っているところであります。

この負担割合について、公益財団法人へ移行申請をする上で、愛媛県消防協会長と市町長が負担割合等について取り決めた合意書が必要となり「公益財団法人 愛媛県消防協会普通会員（消防団員・消防職員・一部事務組合）に対する市町の負担金の負担割合に関する要綱（案）」を策定いたしました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが当趣旨を斟酌いただき別紙の合意書に記名（市町長名）押印（公印）の上 月 日までに愛媛県消防協会まで返送していただきますようよろしくお願い申し上げます。

(別紙)

公益財団法人愛媛県消防協会普通会員（消防団員・消防職員、一部事務組合）  
に対する市町の負担金の負担割合に関する要綱の合意書

平成 年 月 日付け愛消協第 号で依頼があった、公益財団法人  
愛媛県消防協会普通会員（消防団員・消防職員・一部事務組合）に対する市町の負担金の負  
担割合に関する要綱に合意します。

平成 年 月 日

公益財団法人愛媛県消防協会  
会 長 山 本 忠 様

市・町長

氏名

印